

IV 組織再編税制の見直し

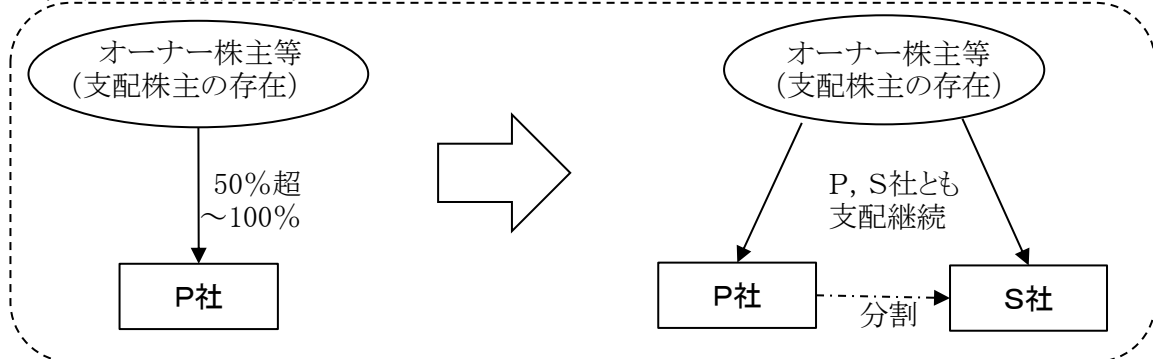
I .スピノフ税制

2017年9月15日実施
 税理士法人はるか
 平成29年度税制改正セミナー

1.適格分割型分割(拡充)

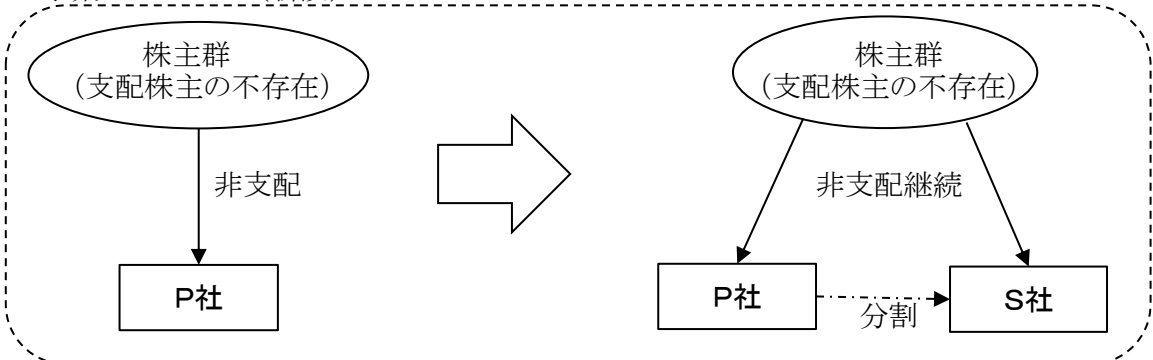
(1)イメージ図

<従来の適格分割型分割>



したがって、非上場会社が対象となっている。

<事業のスピノフ(新設)>



したがって、上場会社が対象となっている。

(2)適格の適用可否

新設分割の場合の適格の可否は以下のとおり。

	単独新設分割	
	分社型	分割型
100%支配関係	○	○
50%超支配関係	-	○
共同事業	-	×

従来、非支配会社は、単独新設分割型分割について適格要件を満たすことができなかった。H29年改正で拡充されたスピノフ税制により、一定の要件を満たせば適格となる。

IV 組織再編税制の見直し

I .スピノフ税制

2017年9月15日実施
 税理士法人はるか
 平成29年度税制改正セミナー

(3) 適格分割型分割の要件

種類	適格要件	
	改正前	改正後(H29年4月1日以降)
100%グループ内の分割	(完全支配関係の継続要件)	(完全支配関係の継続要件) 分割会社については 完全支配継続は不要
50%超100%未満グループ内の分割	1. 主要資産・負債引継要件 2. 従業者引継要件 3. 事業継続要件 (支配関係の継続要件)	1. 主要資産・負債引継要件 2. 従業者引継要件 3. 事業継続要件 (支配関係の継続要件) 分割会社については 支配継続は不要
共同事業を営むための分割	1. 主要資産・負債引継要件 2. 従業者引継要件 3. 事業継続要件 4. 事業関連性要件 5. 事業規模要件又は経営参画要件 6. 株式継続保有要件	改正なし
事業のスピノフ(新設)	-	1) 非支配継続要件 2) 特定役員引継要件 3) 主要資産・負債引継要件 4) 従業者引継要件 5) 事業継続要件 6) 金銭等不交付要件

共通要件:「金銭等不交付要件」

IV 組織再編税制の見直し

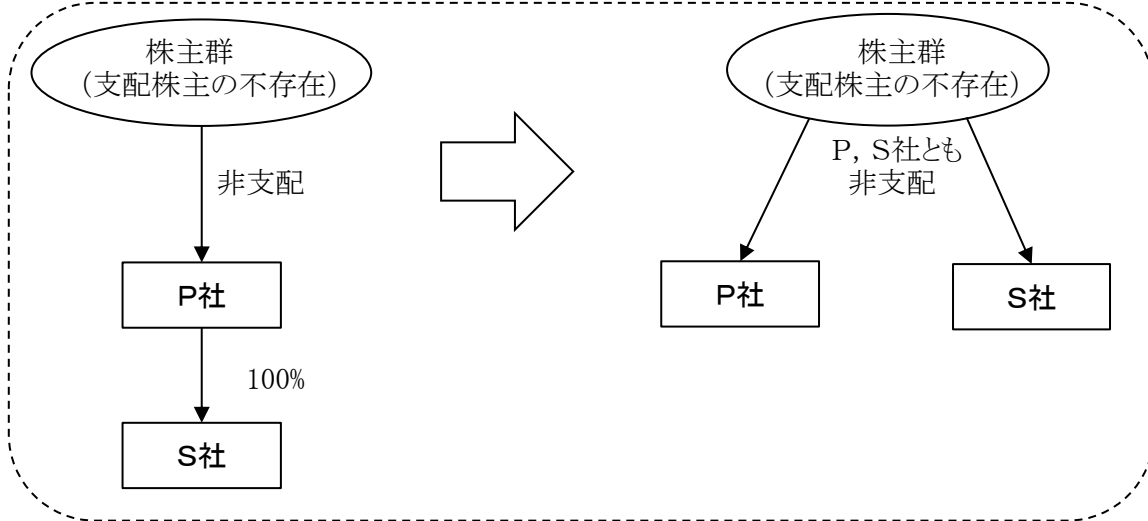
I .スピノフ税制

2017年9月15日実施
 税理士法人はるか
 平成29年度税制改正セミナー

2.株式分配・適格株式分配(創設)

(1)イメージ図

<適格株式分配～子会社のスピノフ～>



したがって、上場会社を対象となっている。

(2)適格株式分配の要件

種類	適格要件
適格株式分配	1) 非支配継続要件 2) 特定役員継続要件 3) 従業者継続要件 4) 事業継続要件 5) 金銭等不交付要件

3.スピノフの改正前後の課税関係

事業のスピノフ、子会社のスピノフの改正前後の課税関係は以下の通り。

課税主体	改正前	改正後(適格の場合)
株主	S社株式を配当で受け取ったものとして課税される	配当課税は生じない
移転元法人(P社)	移転資産又は子会社株式を時価で譲渡したものとして課税される	移転資産又は子会社株式を簿価で譲渡したものとして譲渡損益を計上しない(課税は生じない)

IV 組織再編税制の見直し

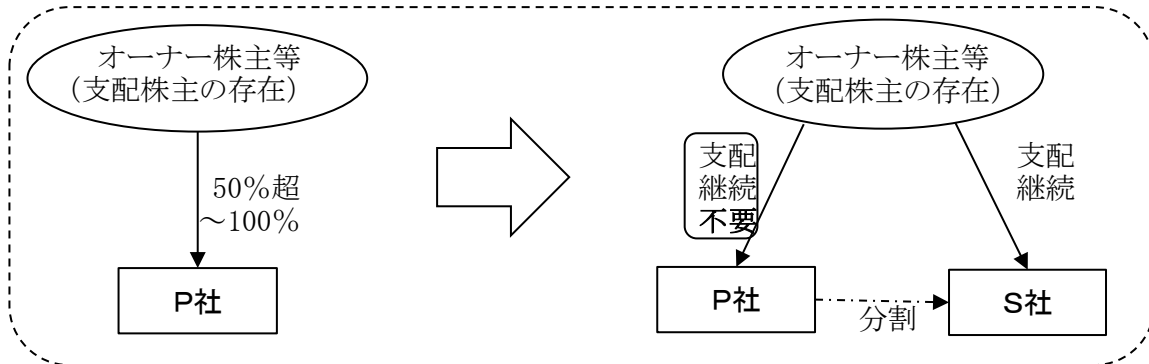
I .スピントフ税制

2017年9月15日実施
 税理士法人はるか
 平成29年度税制改正セミナー

4. 支配関係継続要件の見直し

(1) 分割型分割

支配関係がある場合の適格分割型分割における適格要件のうち支配関係継続要件についてオーナー株主による分割法人への支配関係の継続が不要とされた。

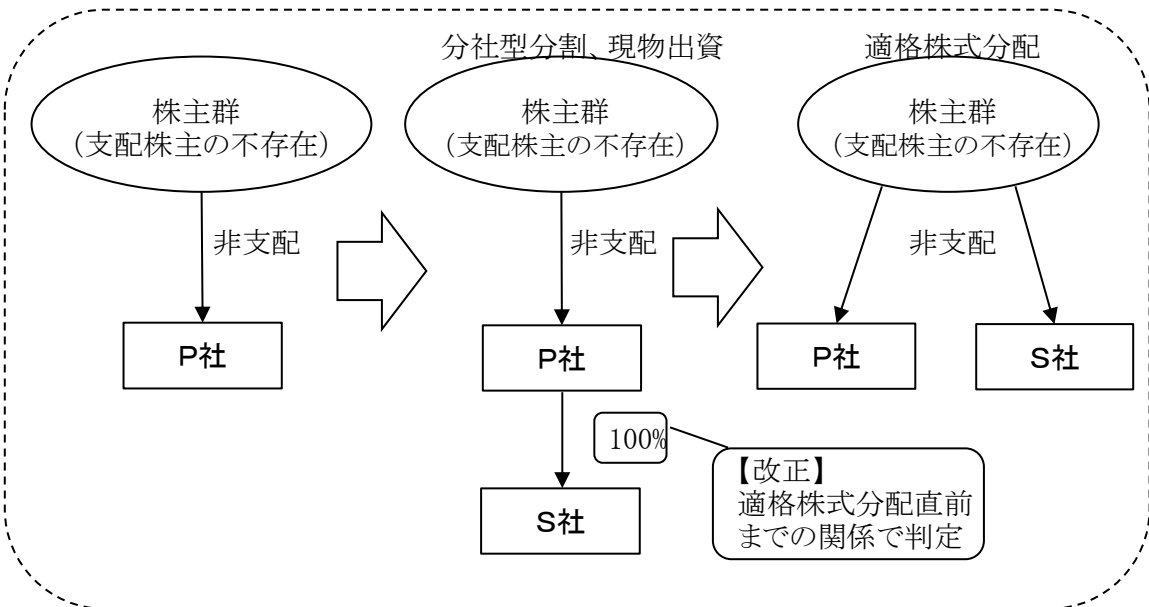


したがって、非上場会社を対象となっている。

(2) 分社型分割、現物出資

適格分社型分割、適格現物出資における適格要件のうち完全支配関係の継続要件について分社型分割、現物出資後に適格株式分配を予定している場合には、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定することとされた。

分社型分割、現物出資と株式分配の日が異なる場合、株主に配当課税が生じるため、実務的には不可能。また、分社型分割、現物出資と株式分配の日が同日の場合は上記1(2)分割型分割として処理される。



したがって、上場会社を対象となっている。

<適用時期>

適用時期	上記のうち
平成29年4月1日以後	1. 適格分割型分割(拡充) 2. 株式分配・適格株式分配(創設)
平成29年10月1日以後	4. 支配関係継続要件の見直し